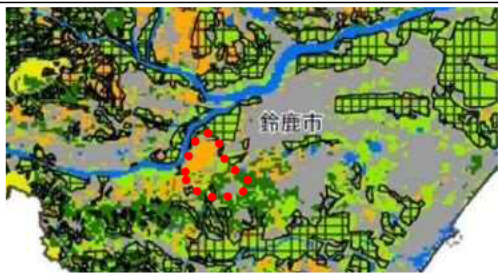


第5章 各圏域の将来像（施策の展開）

これまでに整理したみどりの現況や保全すべきみどり、基本方針、指標、関係施策について、圏域毎の情報を整理します。また、下表に整理する情報を整理した図を各圏域の将来像図として整理します。

表 5.1 各圏域の将来像図に整理する情報

項目		内容
保全すべきみどり		<ul style="list-style-type: none"> 「3 保全すべきみどりの抽出」で整理したみどりを図示しています。
みどりの骨格	骨格となるみどり（山）	<ul style="list-style-type: none"> 三重県のみどりの骨格軸となる山々の連なりを図示しています。 このうち、「法規制が緩いため骨格軸保全に向けて留意する必要があるみどり」として、自然公園普通地域や保安林指定がされていない地域等の大まかな範囲を図示しています。
	水のみどりの骨格軸（海）（河川）	<ul style="list-style-type: none"> 三重県のみどりの骨格軸となる海岸線と河川を図示しています。 河川や海岸は直接的に開発圧力を受けるみどりではありませんが、関係施策の推進によって質の維持・向上を図っていく対象となります。
	骨格と都市をつなぐみどり	<ul style="list-style-type: none"> 骨格軸である山と都市を結ぶ主な丘陵等を図示しています。 このうち、「法規制が緩いため留意する必要がある骨格と都市をつなぐみどり」として、自然公園普通地域や保安林指定がされていない地域等の大まかな範囲を図示しています。 特に都市計画区域に入り込んでいるみどりについては、保全方策を講じることが重要となります。
都市の拡大抑制とみどりの骨格保全を推進するエリア		<ul style="list-style-type: none"> 市街地の拡大に対する懸念が比較的高いと考えられる都市について、都市計画区域外縁を図示しており、みどりの骨格等の保全に特に留意すべきエリアとなります。
保全配慮ゾーン		<ul style="list-style-type: none"> 市街地の無秩序な拡大を抑制していく必要がある中、開発圧力が比較的高いと考えられる市街地の外縁部に位置し、法的な保全が担保されていないみどりの保全・活用を図っていくことが重要です。 保全配慮ゾーンとは、集約型都市実現に向けてポイントとなるみどりで、図 2.26～図 2.29 で図示している「開発により失われる可能性のあるみどり」の中から、市街地外縁部に位置する連担したみどりを抽出したものです。 なお、ここで抽出したみどりは、連担した農地が多く含まれます。都市緑地法運用指針における「良好な都市環境の形成を図る施策（都市環境形成施策）に係る農地」としてこれらを捉え、地域実状等を踏まえながら保全・活用に向けて取り組んでいくことが望まれます。 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> <p>■ ; 田</p> <p>■ ; 畑・果樹園等</p> <p>■ ; 森林</p> <p>■ ; 荒地</p> <p>■ ; 市街地</p> <p>■ ; 水域</p> <p>■ ; ゴルフ場</p> <p>■ ; 保全が担保されている地域</p> </div>  </div> <p style="text-align: center;">図 5.1 「保全配慮ゾーン」抽出例</p>
市街地のみどり保全と緑化を推進するエリア		<ul style="list-style-type: none"> 市街地内のみどりの保全と緑化を推進していくべきエリアとして捉えられる、既成市街地を図示しています。

1 北勢圏域（桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町）

□みどりの現況

- ・鈴鹿山脈等の山裾に広がる広大な伊勢平野に都市が形成され、都市の中まで入り込んだ丘陵地や平野を縦断する川のみどり等が都市のみどりの骨格を形成しています。
- ・みどりの減少が最も大きい地域で昭和51年（1976年）から平成18年（2006年）の間で緑地面積が11,051ha減少しています。人口増加率に比して市街地の拡大率が大きく、森林、田、畑・果樹園等が共に減少しています。
- ・圏域全体の緑地率は71.8%、用途地域の緑地率は15.4%と低くなっています。
- ・人口は減少に転じると予測されていますが、名古屋大都市圏の南西部に位置しており、開発圧力は今後も比較的大きい圏域であると考えられます。

□基本情報

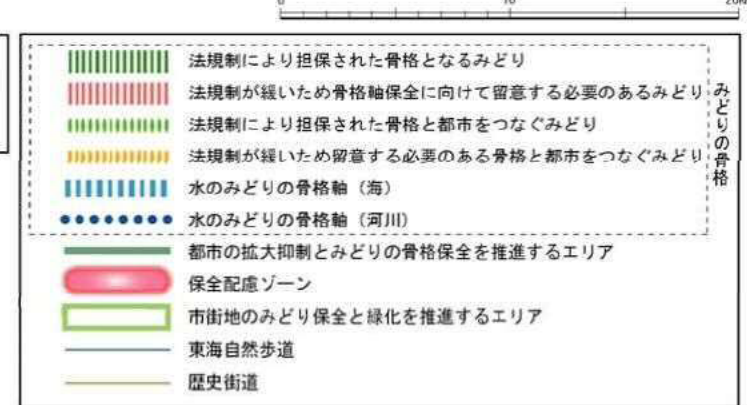
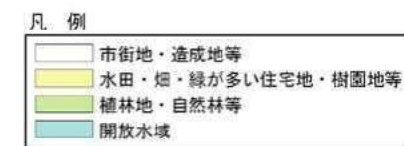
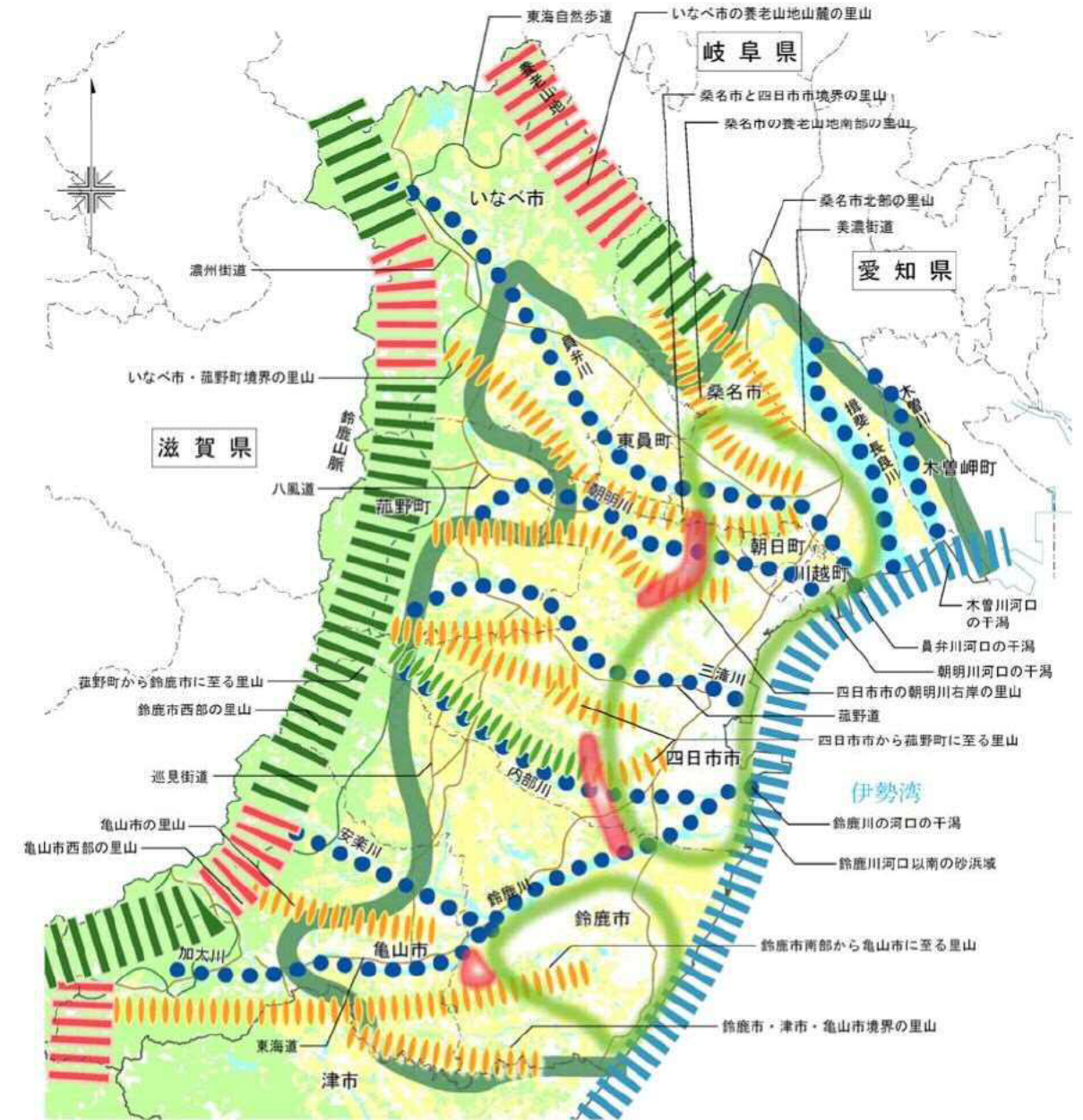
項目	数量
圏域全体の人口	854千人
都市計画区域内人口	819千人
緑地面積・率（圏域全体）	79,963ha 71.8%
緑地率（用途地域）	15.4%
都市公園の開設面積（都市計画区域内）	716.31ha
一人当たりの都市公園面積（都市計画区域内）	8.75㎡/人

□圏域の基本方針：養老山地や鈴鹿山脈の自然環境と市街地をつなぐ、みどりのネットワーク維持・形成につとめ、都市と調和したみどりの圏域づくり

- 指標：
- ・圏域全体の緑地率（現況71.8%） ⇒現状維持以上
 - ・用途地域における緑地率（現況15.4%） ⇒20%
 - ・一人当たりの都市公園面積（現況8.75㎡/人） ⇒9.2㎡/人
 - ・歩いていける公園等のネットワーク率（歩いていける身近なみどりのネットワーク率） ⇒現状値から4ポイント増

□実現に向けての施策と役割

分類	主なみどりの保全・創出施策	対象となる主なみどり等	県	市町	住民 NPO 企業
県土の骨格となるみどりと市街地外縁のみどりに関する施策	周辺山系、丘陵地の保全	・地域森林計画対象外の森林等の法的に保全が担保されていないみどりについて、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、市民緑地等の都市の施策活用等により保全	◎	◎	
	臨海部におけるみどりの保全・再生・創出	・海岸部における景観及び自然環境の保全・再生 ・港湾における埋立地等の人工地盤上の緑化推進 ・緩衝緑地規模の維持及び生物の生息・生育・繁殖の場としての計画更新	◎	◎	○
	主要河川におけるみどりの保全・再生・創出	・多様な自然環境の保全・再生 ・多自然川づくりの推進 ・堤外地における樹木等の保全	◎	○	
	自然公園の保全・活用	・自然公園における適切な整備・管理の促進	◎	○	
	市街地外縁における農地を含むみどりの保全と活用	・風致地区や地区計画、緑地保全地域等の都市施策を活用した市街地拡大抑制に資するみどりの保全・活用 ・都市計画区域内の自然公園地域や森林地域等における、法的な保全が担保されていないみどりの保全・活用	◎	◎	○
市街地におけるみどりに関する施策	市街地におけるみどりの保全・創出と活用	・地区計画や緑地保全地域等の都市施策を活用した都市緑化推進 ・緑化地域制度等による民有地における緑化推進 ・空闲地を利用した都市緑地整備の推進 ・地域の歴史・文化を感じさせるみどりの保全・緑化推進 ・災害危険地域でのみどりの保全、緑化推進 ・減災に資するみどりの保全・創出	◎	◎	○
	都市公園等の整備	・都市計画決定された都市公園等の整備推進 ・身近な都市公園の整備推進 ・防災公園整備等の推進 ・社会情勢の変化や地域の実状等に対応した都市計画公園の計画見直し	◎	◎	○
	市街地に介在する農地の保全と活用	・市民農園整備促進法活用等による都市計画区域内の農地保全・活用	◎	◎	◎
	みどりのネットワークの形成	・樹林地やため池等の多様なみどりの保全・活用 ・道路緑地や河川緑地、都市公園等の保全・活用・創出	◎	◎	○
	みどりの管理サイクルの構築	・公共施設（公園緑地、街路樹、河川緑地、庁舎等施設等）での緑化推進 ・民有地緑化の推進（SEGESの活用等） ・官民一体での植樹事業の実施 ・炭素固定・生物多様性を促す樹木管理の推進（緑税や緑化協力金創設等による財源確保）	◎	◎	◎



みどりの将来像図（北勢圏域）

2 中南勢圏域（津市、松阪市、多気町、明和町、大台町、大紀町）

〇みどりの現況

- ・布引山地や高見山地等の広大な山地・森林を有しており、圏域内に6つの自然公園区域があります。都市的な土地利用は伊勢湾側の山裾に広がる伊勢平野に集中しており、櫛田川等の川のみどりや丘陵により山のみどりと結ばれています。
- ・昭和51年（1976年）から平成18年（2006年）の間に6,647haの緑が減少しています。特に、市街地の拡大による田、畑・果樹園等の減少が顕著です。
- ・圏域全体の緑地率は90.1%と高く、用途地域の緑地率は17.4%と低いです。市街地の中心部には松阪城址や東海道や美濃街道等の歴史を継承するみどりが点在しています。
- ・北勢圏域に比べれば開発圧力は小さいと考えられますが、伊勢平野における市街地の拡大は今後も懸念されます。

〇実現に向けての施策と役割

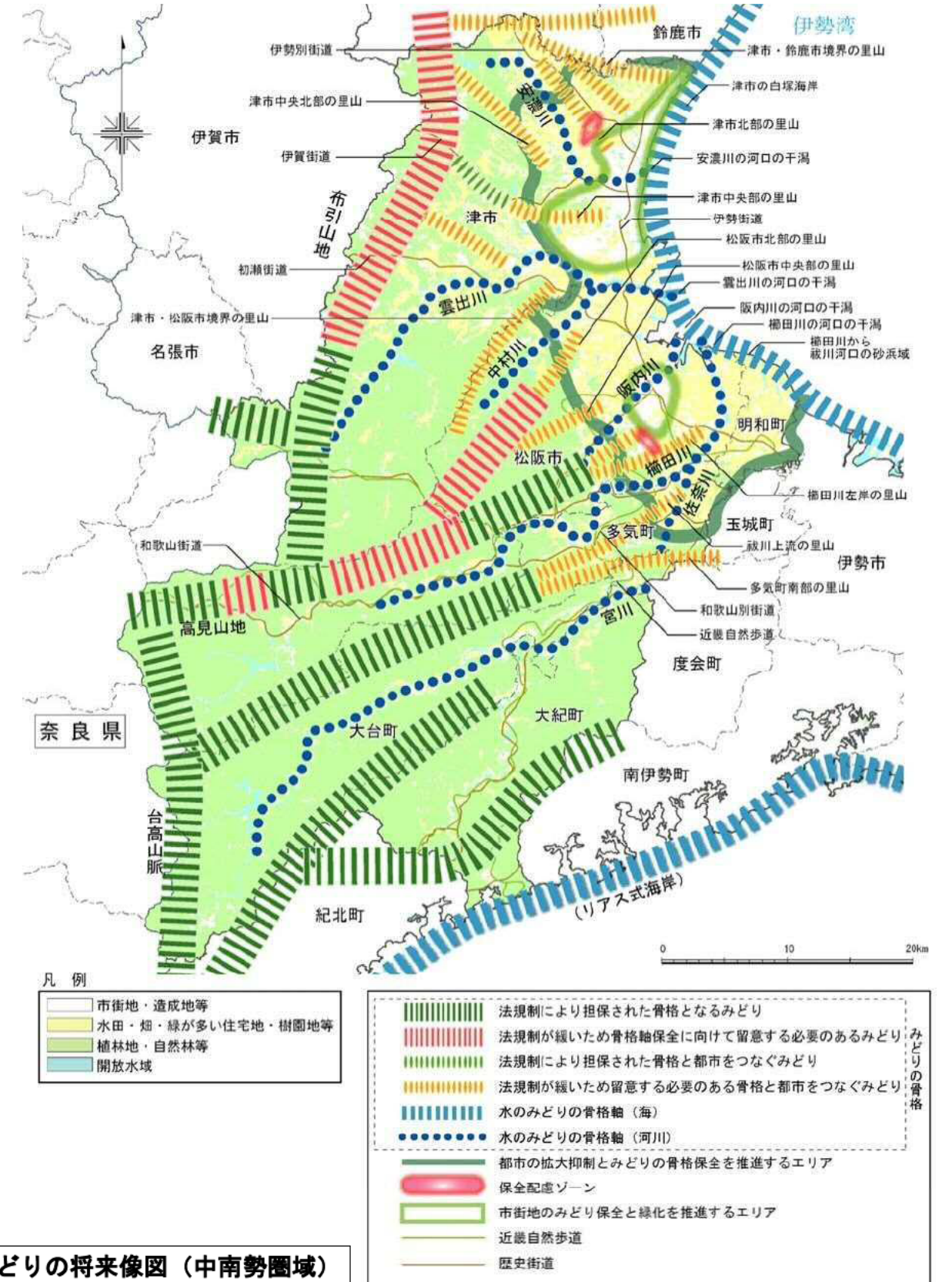
分類	主なみどりの保全・創出施策	対象となる主なみどり等	県	市町	住民 NPO 企業
県土の骨格となるみどりと市街地外縁のみどりに関する施策	周辺山系、丘陵地の保全	・地域森林計画対象外の森林等の法的に保全が担保されていないみどりについて、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、市民緑地等の都市の施策活用等により保全	◎	◎	
	臨海部におけるみどりの保全・再生・創出	・海岸部における景観及び自然環境の保全・再生 ・港湾における埋立地等の人工地盤上の緑化推進 ・緩衝緑地規模の維持及び生物の生息・生育・繁殖の場としての計画更新	◎	◎	○
	主要河川におけるみどりの保全・再生・創出	・多様な自然環境の保全・再生 ・多自然川づくりの推進 ・堤外地における樹木等の保全	◎	○	
	自然公園の保全・活用	・自然公園における適切な整備・管理の促進	◎	○	
市街地におけるみどりに関する施策	市街地外縁における農地を含むみどりの保全と活用	・風致地区や地区計画、緑地保全地域等の都市施策を活用した市街地拡大抑制に資するみどりの保全・活用 ・都市計画区域内の自然公園地域や森林地域等における、法的な保全が担保されていないみどりの保全・活用	◎	◎	○
	市街地におけるみどりの保全・創出と活用	・地区計画や緑地保全地域等の都市施策を活用した都市緑化推進 ・緑化地域制度等による民有地における緑化推進 ・空閑地を利用した都市緑地整備の推進 ・地域の歴史・文化を感じさせるみどりの保全・緑化推進 ・災害危険地域でのみどりの保全、緑化推進 ・減災に資するみどりの保全・創出	◎	◎	○
	都市公園等の整備	・都市計画決定された都市公園等の整備推進 ・身近な都市公園の整備推進 ・防災公園整備等の推進 ・社会情勢の変化や地域の実状等に対応した都市計画公園の計画見直し	◎	◎	○
	市街地に介在する農地の保全と活用	・市民農園整備促進法活用等による都市計画区域内の農地保全・活用	◎	◎	◎
	みどりのネットワークの形成	・樹林地やため池等の多様なみどりの保全・活用 ・道路緑地や河川緑地、都市公園等の保全・活用・創出	◎	◎	○
みどりの管理サイクルの構築	・公共施設（公園緑地、街路樹、河川緑地、庁舎等施設等）での緑化推進 ・民有地緑化の推進（SEGESの活用等） ・官民一体での植樹事業の実施 ・炭素固定・生物多様性を促す樹木管理の推進（緑税や緑化協力金創設等による財源確保）	◎	◎	◎	

〇基本情報

項目	数量
圏域全体の人口	518千人
都市計画区域内人口	423千人
緑地面積・率（圏域全体）	185,818ha 90.1%
緑地率（用途地域）	17.4%
都市公園の開設面積（都市計画区域内）	351.88ha
一人当たりの都市公園面積（都市計画区域内）	8.32㎡/人

〇圏域の基本方針：布引山地や高見山地、櫛田川等の自然環境や田園地帯を生かし、歴史的な身近なみどりを核とした、自然と共生した都市を支えるみどりの圏域づくり

- 〇指標：
- ・圏域全体の緑地率（現況 90.1%） ⇒ 現状維持以上
 - ・用途地域における緑地率（現況 17.4%） ⇒ 20%
 - ・一人当たりの都市公園面積（現況 8.32㎡/人） ⇒ 8.8㎡/人
 - ・歩いていける公園等のネットワーク率（歩いていける身近なみどりのネットワーク率） ⇒ 現状値から4ポイント増



3 伊勢志摩圏域（伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町）

□みどりの現況

- ・紀伊山地が軸となり、北側は神宮林に包まれた平野にある市街地を宮川等の河川が山地と市街地をつないでいます。南側は山地とリアス式海岸が接しています。
- ・多くの地域が伊勢志摩国立公園等に指定されています。
- ・既に人口減少下にあるものの、昭和51年(1976年)から平成18年(2006年)の間で2,719haのみどりが減少しており、田、畑・果樹園等の減少、荒地の増加が進んでいます。

□基本情報

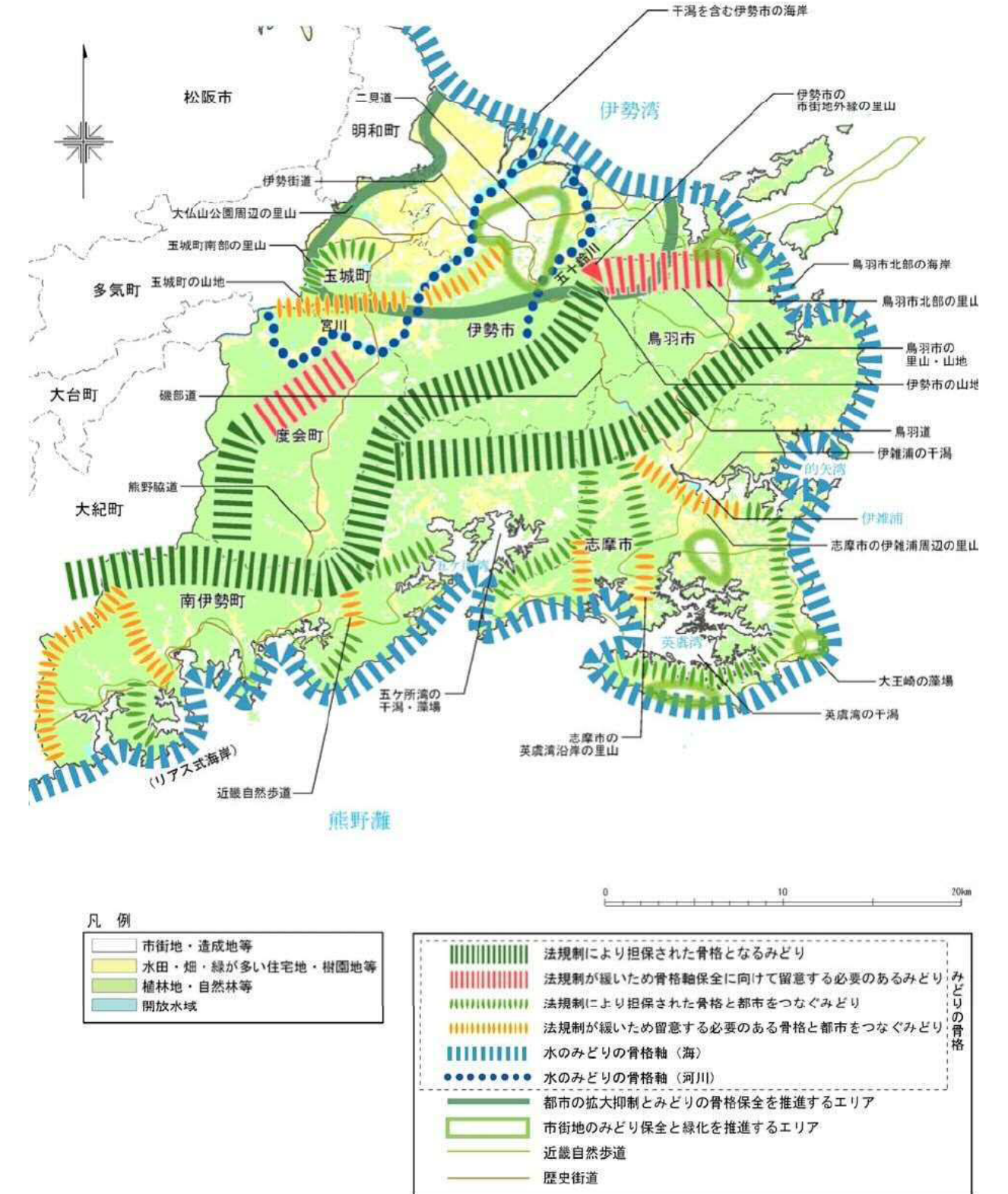
項目	数量
圏域全体の人口	257千人
都市計画区域内人口	207千人
緑地面積・率（圏域全体）	78,477ha 89.9%
緑地率（用途地域）	30.3%
都市公園の開設面積（都市計画区域内）	219.08ha
一人当たりの都市公園面積（都市計画区域内）	10.58㎡/人

□圏域の基本方針：伊勢志摩国立公園の風光明媚な自然環境の保護・利用を図り、癒しと潤いのある、魅力あふれる都市を支えるみどりの圏域づくり

□指標：		
・圏域全体の緑地率（現況 89.9%）		⇒現状維持以上
・用途地域における緑地率（現況 30.3%）		⇒現状維持以上
・一人当たりの都市公園面積（現況 10.58㎡/人）		⇒12.4㎡/人
・歩いていける公園等のネットワーク率（歩いていける身近なみどりのネットワーク率）		⇒現状値から4ポイント増

□実現に向けての施策と役割

分類	主なみどりの保全・創出施策	対象となる主なみどり等	県	市町	住民 NPO 企業	
県土の骨格となるみどりと市街地外縁のみどりに関する施策	周辺山系、丘陵地の保全	・地域森林計画対象外の森林等の法的に保全が担保されていないみどりについて、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、市民緑地等の都市の施策活用等により保全	◎	◎		
	臨海部におけるみどりの保全・再生・創出	・海岸部における景観及び自然環境の保全・再生 ・港湾における埋立地等の人工地盤上の緑化推進 ・緩衝緑地規模の維持及び生物の生息・生育・繁殖の場としての計画更新	◎	◎	○	
	主要河川におけるみどりの保全・再生・創出	・多様な自然環境の保全・再生 ・多自然川づくりの推進 ・堤外地における樹木等の保全	◎	○		
	自然公園の保全・活用	・自然公園における適切な整備・管理の促進	(伊勢志摩国立公園)	◎	○	
	市街地外縁における農地を含むみどりの保全と活用	・風致地区や地区計画、緑地保全地域等の都市施策を活用した市街地拡大抑制に資するみどりの保全・活用 ・都市計画区域内の自然公園地域や森林地域等における、法的な保全が担保されていないみどりの保全・活用	・市街地拡大抑制に資する農地や樹林地等 ・保全の担保されていない森林地域等	◎	◎	○
市街地におけるみどりに関する施策	市街地におけるみどりの保全・創出と活用	・地区計画や緑地保全地域等の都市施策を活用した都市緑化推進 ・緑化地域制度等による民有地における緑化推進 ・空閑地を利用した都市緑地整備の推進 ・地域の歴史・文化を感じさせるみどりの保全・緑化推進 ・災害危険地域でのみどりの保全、緑化推進 ・減災に資するみどりの保全・創出		◎	◎	○
	都市公園等の整備	・都市計画決定された都市公園等の整備推進 ・身近な都市公園の整備推進 ・防災公園整備等の推進 ・社会情勢の変化や地域の実状等に対応した都市計画公園の計画見直し	・市街地内の既存のみどり ・中心市街地の空閑地、民有地 ・公共施設 ・街路、河川緑地、都市公園等 ・街道(15~20) ・災害危険地域(21~23)	◎	◎	○
	市街地に介在する農地の保全と活用	・市民農園整備促進法活用等による都市計画区域内の農地保全・活用	・市街地に介在する農地	◎	◎	◎
	みどりのネットワークの形成	・樹林地やため池等の多様なみどりの保全・活用 ・道路緑地や河川緑地、都市公園等の保全・活用・創出	・市街地内の既存のみどり ・中心市街地の空閑地、民有地 ・公共施設、街路、都市公園等	◎	◎	○
みどりの管理サイクルの構築	・公共施設（公園緑地、街路樹、河川緑地、庁舎等施設等）での緑化推進 ・民有地緑化の推進（SEGESの活用等） ・官民一体での植樹事業の実施 ・炭素固定・生物多様性を促す樹木管理の推進（緑税や緑化協力金創設等による財源確保）	・既存のみどり ・公園緑地、道路・河川緑地、港湾緑地 ・公共施設 ・民有地	◎	◎	◎	



みどりの将来像図（伊勢志摩圏域）

4 伊賀圏域（伊賀市、名張市）

□みどりの現況

- ・布引山地や信楽山地等の山地に囲まれた上野（伊賀）盆地に都市が形成され、川や丘陵等のみどりが山地と都市を結んでいるとともに、まとまりのある田園風景が広がっています。また、山地、丘陵地等のみどりは、淀川水系の水源地としての役割も有しています。
- ・人口増加率が最も大きい圏域で、昭和51年（1976年）から平成18年（2006年）の間に1.3倍に増加しています。また、市街地面積は人口増加以上に拡大しており、森林・田のみどりが減少しています。なお、畑・果樹園等は増加しています。
- ・圏域全体の緑地率は85.4%、用途地域の緑地率は24.8%となっており、市街地の中心部には上野城址等の歴史的を継承するみどりが存在しています。
- ・人口は減少に転じていますが、名古屋と大阪の両大都市圏へのアクセス性を生かした産業集積等への取組が進められていることもあり、今後も都市のみどりが失われていく可能性を有しています。

□基本情報

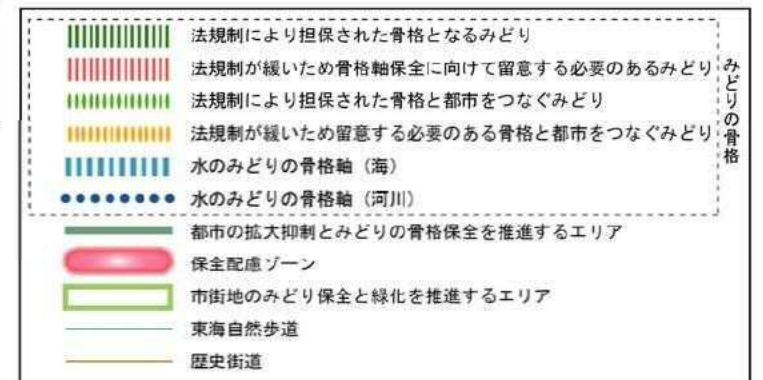
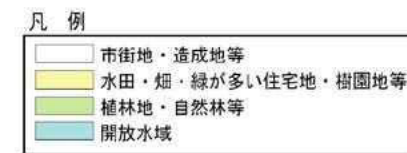
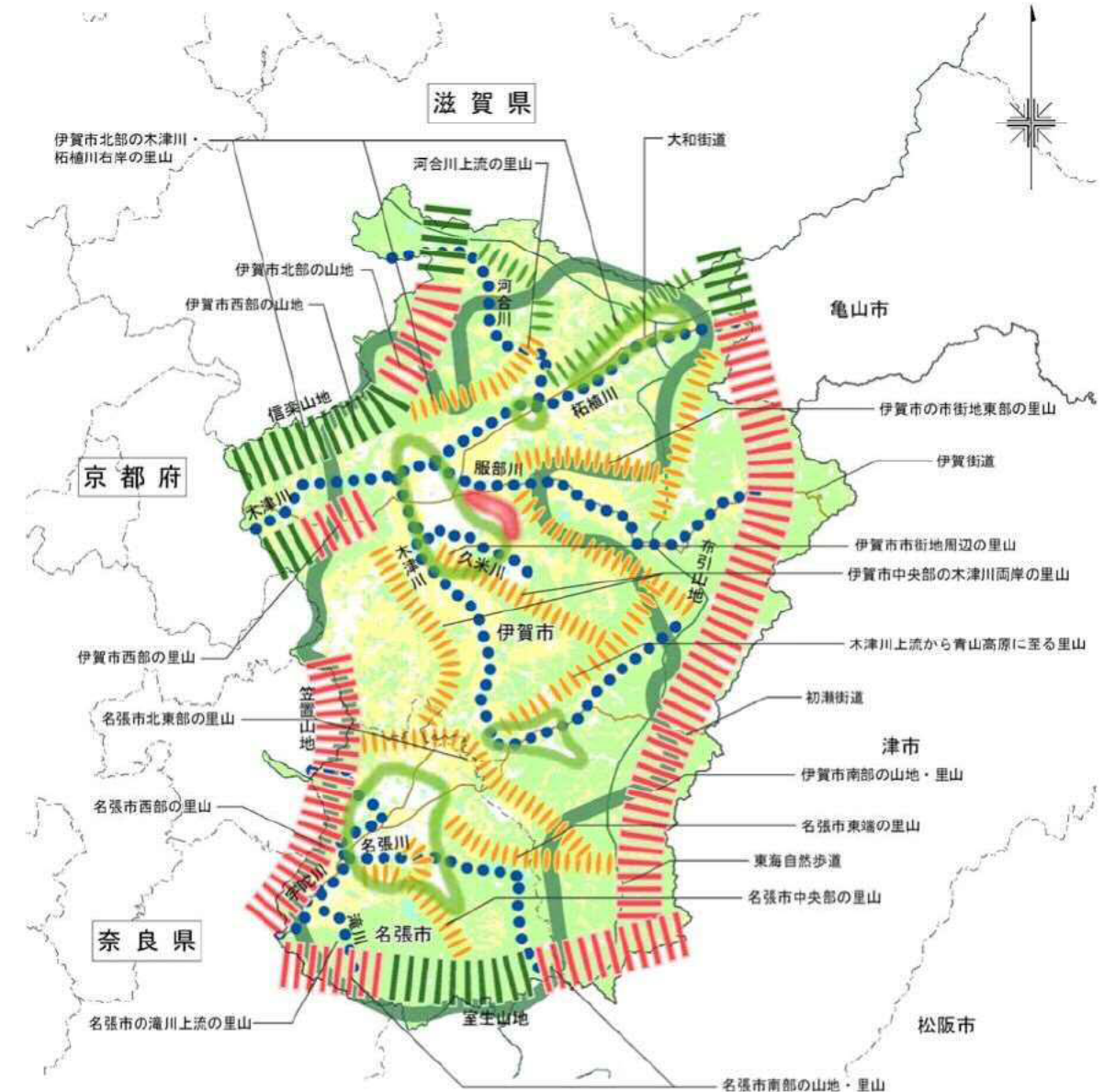
項目	数量
圏域全体の人口	184千人
都市計画区域内人口	171千人
緑地面積・率（圏域全体）	58,682ha 85.4%
緑地率（用途地域）	24.8%
都市公園の開設面積（都市計画区域内）	199.72ha
一人当たりの都市公園面積（都市計画区域内）	11.68㎡/人

□圏域の基本方針：圏域を包み込む山々や市街地周囲の田園、樹林地等の保全を図り、農地と市街地が調和し、交流する都市を支えるみどりの圏域づくり

- 指標：
- ・圏域全体の緑地率（現況 85.4%） ⇒現状維持以上
 - ・用途地域における緑地率（現況 24.8%） ⇒30%
 - ・一人当たりの都市公園面積（現況 11.68㎡/人） ⇒14.7㎡/人
 - ・歩いていける公園等のネットワーク率（歩いていける身近なみどりのネットワーク率） ⇒現状値から4ポイント増

□実現に向けての施策と役割

分類	主なみどりの保全・創出施策	対象となる主なみどり等	県	市町	住民NPO企業	
県土の骨格となるみどりと市街地外縁のみどりに関する施策	周辺山系、丘陵地の保全	・地域森林計画対象外の森林等の法的に保全が担保されていないみどりについて、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、市民緑地等の都市の施策活用等により保全	◎	◎		
	主要河川におけるみどりの保全・再生・創出	・多様な自然環境の保全・再生 ・多自然川づくりの推進 ・堤外地における樹木等の保全	◎	○		
	自然公園の保全・活用	・自然公園における適切な整備・管理の促進	赤目-志峯県立自然公園	◎	○	
	市街地外縁における農地を含むみどりの保全と活用	・風致地区や地区計画、緑地保全地域等の都市施策を活用した市街地拡大抑制に資するみどりの保全・活用 ・都市計画区域内の自然公園地域や森林地域等における、法的な保全が担保されていないみどりの保全・活用	・市街地拡大抑制に資する農地や樹林地等 ・保全の担保されていない森林地域等	◎	◎	○
市街地におけるみどりに関する施策	市街地におけるみどりの保全・創出と活用	・地区計画や緑地保全地域等の都市施策を活用した都市緑化推進 ・緑化地域制度等による民有地における緑化推進 ・空閑地を利用した都市緑地整備の推進 ・地域の歴史・文化を感じさせるみどりの保全・緑化推進 ・災害危険地域でのみどりの保全・緑化推進 ・減災に資するみどりの保全・創出	・市街地内の既存のみどり ・中心市街地の空閑地、民有地 ・公共施設 ・街路、河川緑地、都市公園等 ・街道（20～23） ・災害危険地域（24～28）	◎	◎	○
	都市公園等の整備	・都市計画決定された都市公園等の整備推進 ・身近な都市公園の整備推進 ・防災公園整備等の推進 ・社会情勢の変化や地域の実状等に対応した都市計画公園の計画見直し	・しらさぎ運動公園（伊賀市）	◎	◎	○
	市街地に介在する農地の保全と活用	・市民農園整備促進法活用等による都市計画区域内の農地保全・活用	・市街地に介在する農地	◎	◎	◎
	みどりのネットワークの形成	・樹林地やため池等の多様なみどりの保全・活用 ・道路緑地や河川緑地、都市公園等の保全・活用・創出	・市街地内の既存のみどり ・中心市街地の空閑地、民有地 ・公共施設、街路、都市公園等	◎	◎	○
みどりの管理サイクルの構築	・公共施設（公園緑地、街路樹、河川緑地、庁舎等施設等）での緑化推進 ・民有地緑化の推進（SEGESの活用等） ・官民一体での植樹事業の実施 ・炭素固定・生物多様性を促す樹木管理の推進（緑税や緑化協力金創設等による財源確保）	・既存のみどり ・公園緑地、道路・河川緑地、港湾緑地 ・公共施設 ・民有地	◎	◎	◎	



みどりの将来像図（伊賀圏域）

5 東紀州圏域（尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町）

□みどりの現況

- ・自然度の高い樹林地と植林地が混在する紀伊山地と熊野灘に挟まれ、特徴的な自然景観を有しています。また、都市的な利用は熊野灘沿岸のわずかな平地部に限定されています。
- ・昭和51年(1976年)から平成18年(2006年)の間で983haのみどりが減少しており、田の減少が顕著です。
- ・圏域全体の緑地率は95.9%と極めて高く、海岸線に沿って世界遺産熊野古道が指定されています。
- ・人口の減少率は県内で最大となっており、また、地形の制約を受けることから市街地拡大の懸念は他圏域に比べ小さいと判断できます。しかし、市街地の増加がみられており、市街地が低密拡散していると考えられます。

□実現に向けての施策と役割

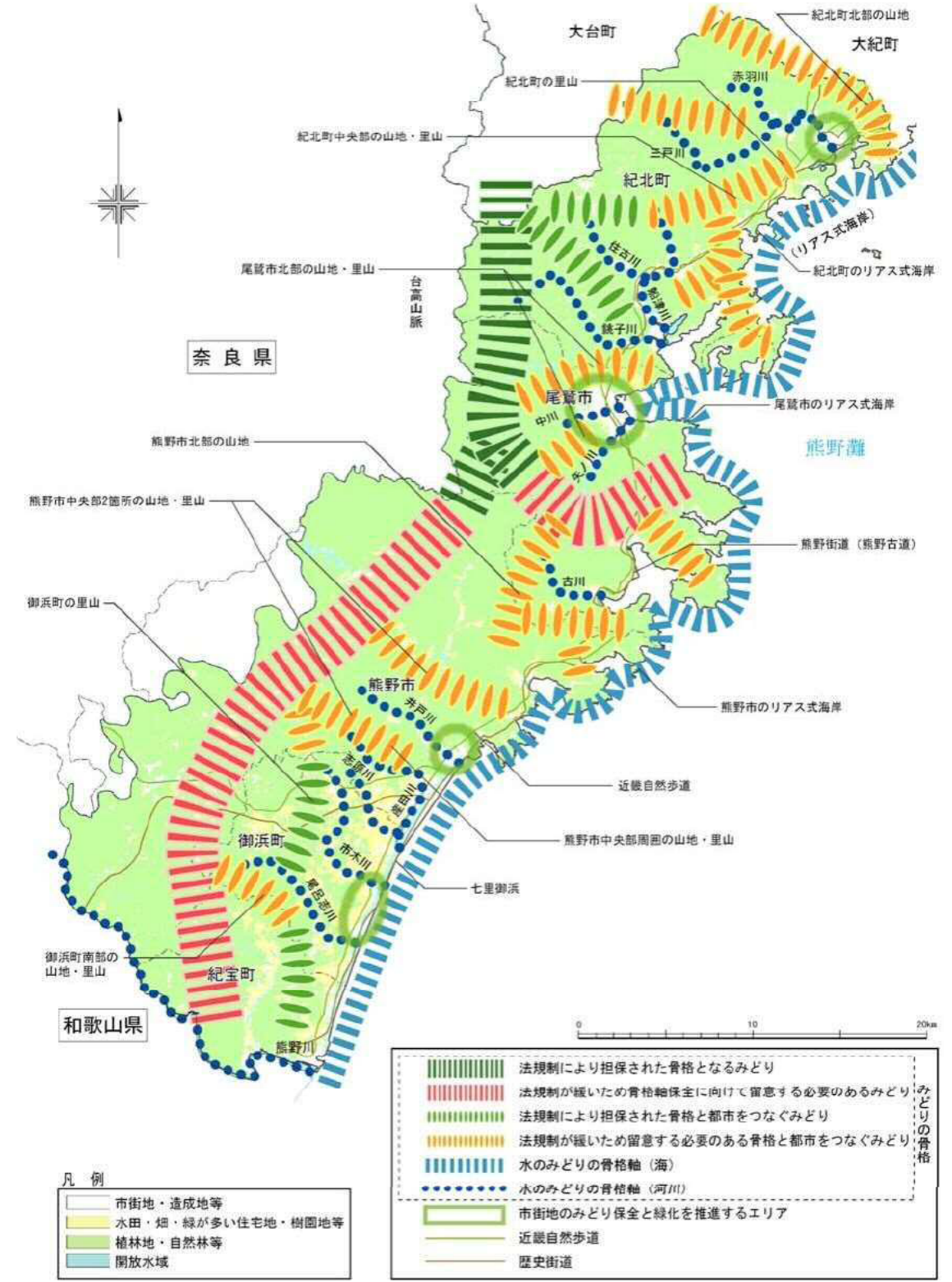
分類	主なみどりの保全・創出施策	対象となる主なみどり等	県	市町	住民 NPO 企業	
県土の骨格となるみどりと市街地外縁のみどりに関する施策	周辺山系、丘陵地の保全	・地域森林計画対象外の森林等の法的に保全が担保されていないみどりについて、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、市民緑地等の都市の施策活用等により保全	◎	◎		
	臨海部におけるみどりの保全・再生・創出	・海岸部における景観及び自然環境の保全・再生 ・港湾における埋立地等の人工地盤上の緑化推進 ・緩衝緑地規模の維持及び生物の生息・生育・繁殖の場としての計画更新	◎	◎	○	
	主要河川におけるみどりの保全・再生・創出	・多様な自然環境の保全・再生 ・多自然川づくりの推進 ・堤外地における樹木等の保全	◎	○		
	自然公園の保全・活用	・自然公園における適切な整備・管理の促進	(吉野熊野国立公園)	◎	○	
	市街地外縁における農地を含むみどりの保全と活用	・風致地区や地区計画、緑地保全地域等の都市施策を活用した市街地拡大抑制に資するみどりの保全・活用 ・都市計画区域内の自然公園地域や森林地域等における、法的な保全が担保されていないみどりの保全・活用	・市街地拡大抑制に資する農地や樹林地等 ・保全の担保されていない森林地域等	◎	◎	○
	市街地におけるみどりの保全・創出と活用	・地区計画や緑地保全地域等の都市施策を活用した都市緑化推進 ・緑化地域制度等による民有地における緑化推進 ・空閑地を利用した都市緑地整備の推進 ・地域の歴史・文化を感じさせるみどりの保全・緑化推進 ・災害危険地域でのみどりの保全、緑化推進 ・減災に資するみどりの保全・創出	・市街地内の既存のみどり ・中心市街地の空閑地、民有地 ・公共施設 ・街路、河川緑地、都市公園等 ・街道(22, 23) ・災害危険地域(24~29)	◎	◎	○
	都市公園等の整備	・都市計画決定された都市公園等の整備推進 ・身近な都市公園の整備推進 ・防災公園整備等の推進 ・社会情勢の変化や地域の実状等に対応した都市計画公園の計画見直し	・熊野灘臨海公園(県)	◎	◎	○
市街地におけるみどりに関する施策	市街地に介在する農地の保全と活用	・市民農園整備促進法活用等による都市計画区域内の農地保全・活用	◎	◎	◎	
	みどりのネットワークの形成	・樹林地やため池等の多様なみどりの保全・活用 ・道路緑地や河川緑地、都市公園等の保全・活用・創出	◎	◎	○	
みどりの管理サイクルの構築	・公共施設(公園緑地、街路樹、河川緑地、庁舎等施設等)での緑化推進 ・民有地緑化の推進(SEGESの活用等) ・官民一体での植樹事業の実施 ・炭素固定・生物多様性を促す樹木管理の推進(緑税や緑化協力金創設等による財源確保)	・既存のみどり ・公園緑地、道路・河川緑地、港湾緑地 ・公共施設 ・民有地	◎	◎	◎	

□基本情報

項目	数量
圏域全体の人口	86千人
都市計画区域内人口	51千人
緑地面積・率(圏域全体)	93,884ha 95.9%
緑地率(用途地域)	36.2%
都市公園の開設面積(都市計画区域内)	53.82ha
一人当たりの都市公園面積(都市計画区域内)	10.55㎡/人

□圏域の基本方針：雄大な海岸線と山地が織りなす特徴的なみどりの保全と、それを生かした広域レクリエーション都市を支えるみどりの圏域づくり

□指標	現状	目標
・圏域全体の緑地率(現況 95.9%)	95.9%	⇒現状維持以上
・用途地域における緑地率(現況 36.2%)	36.2%	⇒現状維持以上
・一人当たりの都市公園面積(現況 10.55㎡/人)	10.55㎡/人	⇒13.4㎡/人
・歩いていける公園等のネットワーク率(歩いていける身近なみどりのネットワーク率)		⇒現状値から4ポイント増



みどりの将来像図(東紀州圏域)

【用 語 集】

■あ行		
い	インフラ	インフラストラクチャーの略。道路や鉄道等の交通施設、上下水道、送電網、通信施設、学校や病院等の公共施設等、社会で共有する産業や生活の基盤となる施設のこと。
え	エコロジカル・ネットワーク (コリドー)	生態系の拠点の適切な配置やつながりのこと。繁殖地や採餌場などのコアエリア及び、その地域の外部との相互影響を軽減するためのバッファゾーン（緩衝帯）を適切に配置、保全するとともに、個体や種の移動を可能とする連続的な環境であるコリドー（回廊）を確保することにより形成される。
お	オープンスペース	都市または敷地内で、建造物の建っていない場所。広場、公園、緑地、公開空地、空き地等。
■か行		
か	開放水域	河川や池沼等で、抽水植物や沈水植物等による植生が成立していない水域・水面。
	カーボン オフセット	市民、企業等が、①自らの温室効果ガスの排出量を認識し、②主体的にこれを削減する努力を行うとともに、③削減が困難な部分の排出量を把握し、④他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等（クレジット）の購入、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動の実施等により、③の排出量の全部又は一部を埋め合わせること。
	風の道	郊外から都市部への風の通り道をつくることで、都市部の気温上昇緩和や大気汚染負荷の軽減を図る都市計画の考え方や手法のこと。
	河川緑地	河畔林や河川敷を利用した園地等、河川法の適用される河川区域内の緑地を指す。
	河畔林	河川と相互に影響を及ぼす（洪水をうける、日陰をつくる等）範囲の樹林。上流の小溪流にあるものは溪畔林として区別される。河川水温の上昇防止や水生動物への餌の供給、鳥類等の生息地等としての機能を持つ。
く	空闲地	主として都市内の宅地のうち、土地の所有者等が現に利用していない土地、長期間更地のまま放置されている土地。
け	景観緑三法	<p>「景観法」「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」の3つを合わせた呼称。平成16年（2004年）6月18日公布、平成17年（2005年）6月1日施行。</p> <p>【景観法】 本文 P8 参照</p> <p>【景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律】 景観法の施行に伴う都市計画法や屋外広告物法、その他の関係法律の整備を行う法律。屋外広告物法の一部改正では、屋外広告物制度の実効性確保や市町村の役割強化、屋外広告業の適切な規制等の観点から制度の充実が図られた。</p> <p>【都市緑地保全法等の一部を改正する法律】 都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の整備を一層推進し、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした、都市緑地保全法や都市公園法等の改正。緑地保全地域における緑地の保全のための規制及び緑化地域における緑化率規制の導入、立体都市公園制度の創設、公園施設の設置・管理許可の要件緩和等が行われた。</p>

■ さ行		
さ	里地里山保全活動認定制度	里地里山を保全しようとする団体の保全活動に関する計画について、知事が認定するとともに、その活動が促進されるように支援（情報提供や器材等購入費補助等）を行う制度。三重県自然環境保全条例に基づく。
	(里地) 里山	「里地里山」は、三重県自然環境保全条例で「多様な動植物が生息し、又は生育する良好な自然環境を形成することができる」と認められる市街地若しくは集落地又はこれらの周辺の地域にある樹林地、農地、湿地等の存する区域」と定義される。 都市と原生的自然の間であって、人が利用してきた（いる）地域の総称であり、その内、2次林を里山と呼ぶことが多い。本計画では竹林やスギ・ヒノキ植林等も含めて里山として捉える。
し	自然公園	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養、教化、生物の多様性確保等に寄与するために設けられた公園。国立公園、国定公園、県立自然公園の3種類があり、土地の所有にかかわらず地域を指定する地域性の公園であるため、国、県有地だけでなく民有地も含まれる。
	自然公園地域	土地利用基本計画において、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域として規定される。国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園として指定されることが相当な地域。
	自然保全地域	土地利用基本計画において、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域として規定される区域。自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域として指定されることが相当な地域。
	市民農園 市民農園整備促進法	市民農園とは、農地を利用して、主として都市の住民がレクリエーションや自家用の野菜生産等を営利以外の目的として行う農園である。 市民農園整備促進法は、市民農園の整備を適正かつ円滑に推進し、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資すること等を目的として平成2年（1990年）6月に公布された（平成21年（2009年）6月最終改正）。市町が指定した市民農園区域又は市街化区域で市民農園を開設することができ、開設者は「市民農園の整備及び運営に関する計画書」を作成し、市町の認定を受けることができる。認定を受けることにより、農地法に基づく権利移転の許可や転用の許可が不要となる等のメリットがある。
	市民緑地制度	土地所有者や人工地盤・建築物等の所有者と地方公共団体等が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。
	集約型都市構造	都市圏内の一定の地域を集約拠点として位置付け、集約拠点と都市圏内のその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させる都市構造。
	森林地域	土地利用基本計画において、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域として規定される。森林法に基づく国有林及び地域森林計画対象民有林として指定されることが相当な地域。

■さ行		
し	森林法	森林・林業基本法と共に、日本の森林・林業関係の基本的な法律。全国森林計画・地域森林計画等の森林計画制度、林地開発許可制度、森林施業計画制度、保安林制度等について規定している。(平成 18 年(2006 年) 6 月最終改正)。
	森林計画	<p>長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いを推進するよう、森林法において定められた計画。重視すべき機能に応じて森林を「水土保全林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」に区分し、区分に応じた望ましい森林施業を誘導している。</p> <p>【全国森林計画】 森林の整備・保全に対する国の基本的な考え方や目標を長期的・広域的な視点に立って明らかにする計画であり、「地域森林計画」及び「国有林の地域別の森林計画」の規範となるもの。農林水産大臣による。</p> <p>【地域森林計画】 知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別にたてる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を定める。主な計画事項は、森林の整備及び保全に関する事項、造林面積その他造林に関する事項、公益的機能別施業森林の整備に関する事項、森林施業の合理化、森林の土地の保全、保安施設に関する事項等。</p> <p>【市町村森林整備計画】 地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が作成する計画であり、市町村における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針等を定めるもの。主な計画事項は、伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項等 12 項目あり、公益的機能別施業森林の整備に関する事項においては、「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の区分が具体的に行われる。</p>
せ	生産緑地地区	市街化区域内の農地等のうち、良好な都市環境の形成を図るために今後とも保全する土地を都市計画により定めた地域地区。農地として管理することが義務づけられており、建築物の新築や宅地造成等の土地の形質の変更は原則として行えない。
	生態系回廊	野生生物の生息地間を結ぶ、野生生物の移動に配慮した連続性のあるネットワークされた森林や緑地等の空間を言い、生態系ネットワーク、あるいはコリドー等とも言う。ネットワークは、国際レベル、全国レベル、地方レベル、地域レベル等様々な空間レベルで構築され、さらにはそれらが全体としてひとつのネットワークを形成する。
	生物多様性保全	多くの生物や生息環境が健全な状態で保全されていること。生物多様性は「遺伝子」「種」「生態系」の各レベルで多様性が確保されている必要がある。

■た行		
た	多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理（調査、計画、設計、施工、維持管理等）を行うこと。
	炭素固定	植物や一部の微生物が空気中から取り込んだ二酸化炭素を炭素化合物として留めておく機能のこと。この機能を利用して、大気中の二酸化炭素を削減することが考えられている。
ち	地域制緑地	法や条例、法による協定等により、その土地利用を規制することで良好な自然的環境の保全等を図ることを目的とした緑地。
	地区計画等の活用	地区計画とは地域にあったきめ細やかなルールを都市計画として定めるものである。都市緑地法に基づき、地区計画等（地区計画、防災街区整備地区計画、沿道地区計画、集落地区計画等）において条例を定め、屋敷林や社寺林等身近にある緑地を現状凍結的に保全することができる。
て	堤外地、堤内地	堤防によって洪水氾濫から守られている住居や農地のある側を堤内地、堤防に挟まれて水が流れている側を堤外地と呼ぶ。
	低未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況等）が低い「低利用地」の総称。
と	道路緑地	道路敷の植栽帯や法面等、道路法の適用される道路区域内の緑地を指す。
	特定植物群落	原生林またはそれに近い自然林や稀な植物群落・個体群等、8項目の基準によって判別される学術上重要な群落及び保護を要する群落等。環境省による自然環境保全基礎調査の一環として調査される。
	特別緑地保全地区	都市計画区域内で良好な自然環境を形成している緑地のうち、市町村が都市計画に地域地区のひとつとしてその区域を定めた緑地。神社、寺院等と一体となって文化的意義を有するもの、風致・景観が優れ、地域住民の生活環境として必要なもの、動植物の生息地または生育地で保全する必要があるもの等が指定される。
	都市地域 都市計画区域 (市街化区域) (市街化調整区域) (用途地域)	都市地域とは、土地利用基本計画において、都市計画区域として指定されることが相当な地域。 都市計画区域とは、都市計画制度上の都市の範囲であり、市街地を含み、自然的条件、人口、土地利用、交通量等に関する現況及び推移を考慮して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する必要がある区域を指定する。 【市街化区域】 既に市街地を形成している区域か、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。 【市街化調整区域】 市街化を抑制すべき区域。この区域では、原則として開発行為は抑制される。 【用途地域】 市街地における土地利用の混在を防ぐ等の目的から、住居、商業、工業等大枠としての土地利用を定め、建築基準法と連動して、建築物の用途や形態等に一定の制限を加える制度。

■た行		
と	都市公園	基本的には都市計画に都市施設として定められた公園や緑地で、地方公共団体によって設置されたものを言うが、都市計画に定められていなくても都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園や緑地は含まれる。また、国が整備した国営公園も含む。住区基幹公園、都市基幹公園、大規模公園、国営公園に大別され、緩衝緑地や緑道、墓園等の特殊公園等も都市公園である。
	都市公園法	都市公園について定めた法律であり、都市公園の定義や設置に関する基準、占有する場合の許可と条件、公園管理者による都市公園の保存義務等に関する事項が定められている。
	都市緑地法	旧・都市緑地保全法が平成16年(2004年)の法改正(景観緑三法の制定)により改称したものであり、都市における緑地を保全するとともに、緑化や都市公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的としている。都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画、緑地保全地域の設定と都市計画上の位置付け、緑地保全地域内での行為規制、緑地保全上必要な土地の買入れ、緑地協定、緑地管理機構の指定・業務等について規定している。
■な行		
の	農業地域	土地利用基本計画において、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域として規定される。農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域として指定されることが相当な地域。 【農用地区域】 農業に利用すべき土地として、農業振興地域内に設定された土地区域のこと。農用地区域内の土地は、農業に関する様々な支援を受けることができる一方、農業以外への利用は制限される。 【優良農地】 土地利用基本計画において、農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地、又は農業に対する公共投資の対象となった農地を指す。
■は行		
ひ	ヒートアイランド	都市がなかったと仮定した場合に観測されるであろう気温に比べ、都市の気温が高い状態のこと。
ふ	風致地区	都市計画法で定められた地域地区のひとつで、都市の風致(樹林地、水辺地等で構成された良好な自然的景観)を維持するために定める。風致地区内では、土地の造成や建築物の位置や形態、デザイン、高さ、建ぺい率等について規制される。
ほ	保安林	森林の持つ公益的機能(水源のかん養や環境の保全等)の発揮において重要な森林として、農林水産大臣または都道府県知事が森林法に基づき指定する。森林以外の目的への土地の転用を原則禁止とし、伐採等の行為が規制される。
	防災公園	地震災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地等となる防災拠点、周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難地等として機能する地域防災計画等に位置付けられる都市公園。

■ま行		
み	緑税	緑の保全・創出等に係る施策を実施し、その費用負担を幅広く住民に求める目的で、法定外目的税として導入し、徴収する税。高知県；森林環境税、熊本県；水とみどりの森づくり税、兵庫県；県民緑税、横浜市；横浜みどり税等の導入例がある。
■ら行		
り	緑地管理機構制度	地方公共団体以外のNPO等の団体が緑地管理機構として緑地の保全や緑化の推進を行う制度。都市緑地法に基づく。
	緑地協定制	土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。都市緑地法に基づく。
	緑地保全地域制度	里地里山等、都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。地域地区として、都道府県、指定都市が計画決定を行う。都市緑地法に基づく。
	緑化協力金制度	企業や個人からの寄付や募金、自治体の資金等を積み立て、緑の保全・創出等を推進するための資金とする制度。(参考事例；神奈川県緑化協力金) 同様に、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律に基づく「緑の募金」制度もあり、三重県では社団法人三重県緑化推進協会が、緑の募金の管理をはじめ、森林の整備や緑化の推進等を行っている。
	緑化施設整備計画認定制度	民間の建築物の屋上、空地等の敷地内を緑化する計画を市町村長が認定することで、事業者が緑化に関して税制面で優遇措置を受けることができる制度。都市緑地法に基づく。
	緑化重点地区	緑豊かなまちづくりを推進するため、民有地緑化に対する助成のほか、公園緑地や街路樹の整備等を集中的に行う地区として「緑の基本計画」により定められる。
	緑化地域	緑が不足している市街地等において、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。都市緑地法に基づく。
れ	歴史的風土特別保存地区	古都保存法に基づき指定された歴史的風土保存区域内において、歴史的風土を保存するため当該歴史的風土保存区域の枢要な部分を構成している地域で、歴史的風土保存計画に定める基準に基づき指定される地域地区。
	レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生生物について記載したデータブックのこと。三重県では平成7年(1995年)に発行され、平成17年(2005年)に見直しが行われた。

■英字

C	CSR 活動	CSR とは Corporate Social Responsibility の略で、日本語では一般的に「企業の社会的責任」と言われる。企業が事業活動において利益を優先するだけでなく、顧客、株主、従業員、地域社会等の様々な利害関係者との関係を重視しながら果たす社会的責任に係る活動。
N	NPO	NPO とは NonProfit Organization の略で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。
S	SEGES	SEGES (シージェス:社会・環境貢献緑地評価システム) とは Social and Environmental Green Evaluation System の略。企業等によって創出された良好な緑空間とそこでの活動を評価・認定する仕組み。SEGES によって企業等の緑に関する取組が一般に広く認められ、取組意欲が活発化することが期待されている。